

各市民センターを含め 窓口受付時間の変更を 本格実施します

令和8年9月1日(火)から

午前 **9** 時～午後 **4** 時 **30** 分

君津市では、職員の労務管理の適正化を図り、働き方改革を推進するとともに、業務改善等の時間の確保等を目的として、令和7年11月から一部施設の窓口受付時間を試行的に変更しておりましたが、試行期間の状況を踏まえ、令和8年9月1日から本格実施とするとともに、新たに各市民センター及び東部土木事務所での窓口受付時間を変更させていただきます。

市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

対象施設

【現在試行的に実施中、令和8年9月1日から本格実施】

市役所本庁舎 ・ 保健福祉センターふれあい館(1階)

【令和8年9月1日から新たに実施】

各市民センター(小糸・清和・小櫃・上総)・東部土木事務所



※上記以外の施設(各公民館、図書館など)の受付時間は変更ありません



市役所等の窓口受付時間の短縮について（よくある質問）

Q なぜ、受付時間を変更するのですか。

A 現在、窓口受付を行っている時間については、職員の勤務時間と同じ時間となっていることから、業務開始前の準備（システムの立ち上げや申し送り等）や、業務終了後の対応（業務の後処理、終了直前に受けた仕事の処理等）など、時間外勤務を前提としたものとなっています。特に窓口業務を主体とする部署においては、職員の時間外勤務が恒常的に発生しており、業務時間内の打ち合わせや、業務改善等を話し合う時間が確保できない課等もあります。このような現状を踏まえ、窓口受付時間を変更することといたしました。

Q 電話の受付時間も変更するのですか。

A 変更ありません。勤務時間である午前8時30分から午後5時15分までです。

Q 対象となるのはどの施設の窓口ですか。

A 市役所本庁舎（全階）と、保健福祉センターふれあい館（1階）、各市民センター、東部土木事務所となります。（本庁舎5階に所在している君津富津広域下水道組合を含む。）

その他の市の施設（図書館や、公民館など）や、対象施設内の市と下水道組合以外の団体（社会福祉協議会など）については、窓口受付時間の変更はありません。

Q どんな効果が期待できるのですか。

A 受付時間の変更により、より質の高い市民サービスの提供を目指すための業務改善や、新たな取組等を検討する時間を確保するほか、時間外勤務の減少による経費の削減等の効果が期待できるものと考えております。

Q 変更によって、市民サービスに影響があるのではないですか。

A 特に来庁者の多い、市民課の番号札に関する発券状況を確認したところ、全体の9割を超える方が午前9時から午後4時30分の間に来庁しており、1割弱の方が、午前8時30分から午前9時、または午後4時30分から午後5時15分の間に来庁していることから、市民サービスへの影響は限定的と考えております。

今後、市民の皆さんへの制度の周知を徹底することで、影響を最小限に留めるよう努めるとともに、マイナンバーカードを活用して住民票の写し等が取得できるコンビニ交付サービスのさらなるPRや各種手続のオンライン申請を拡充してまいります。

Q 市役所の受付時間外に住民票の写しなどの証明書を取得したいのですが。

A マイナンバーカードがあれば、お近くのコンビニエンスストアのマルチコピー機を使って、住民票の写し、印鑑登録証明書、市民税・県民税課税（非課税）証明書などが取得できます。

コンビニ交付サービスについての詳しい情報は、市ホームページをご参照ください。

